

美濃加茂市公告第 2 2 号

美濃加茂市創業支援セミナー事業業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

美濃加茂市創業支援セミナー事業業務公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和 5 年 8 月 1 8 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

1 発注主管課 産業振興部商工観光課

2 業務概要

- (1) 業 務 名 美濃加茂市創業支援セミナー事業業務
- (2) 業務場所 岐阜県美濃加茂市内
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 2 6 日（火）まで
- (4) 目 的 創業意欲のある者の掘り起こしを図り、地域産業の活性化を図るとともに、本市を起点としたビジネススタイルの醸成を行うことを目的とする。
- (5) 業務内容 別紙「美濃加茂市創業支援セミナー事業業務仕様書」による。

3 参加資格

参加事業者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱（令和元年美濃加茂市告示第 2 3 号。以下「要綱」という。）第 4 条第 1 項各号に規定する者であること。ただし、同項第 2 号に規定する美濃加茂市競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されていない者であっても、要綱第 4 条第 2 項に規定する書類を公募型プロポーザル方式等参加表明書（以下「参加表明書」という。）に添付し 入札参加資格者申請をすることにより、参加することができる。なお、その者が本契約の相手方となったときは、契約締結時までに参加資格者名簿に登録されること。
- (2) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成 2 8 年美濃加茂市告示第 5 5 号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては

更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。

4 失格要件

参加事業者が、参加表明書を提出してから受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、当該参加事業者を失格又は審査の対象から除外し、その理由を付して文書で通知するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書面に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 複数の提案を行ったとき。
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
- (7) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (9) 著しく信義に反する行為があったとき。

5 参加に関する留意事項

参加に関する留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 参加事業者は、提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
- (4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、市が採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。
- (5) 採用・不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- (6) 参加事業者は、実施要領に基づき提出した書類を、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができない。なお、その理由如何に関わらず提案された書類の返却はしない。
- (7) 市が必要と認めるときは、参加事業者に対し追加書類の提出を求め、また、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (8) 市は、本プロポーザルに係る情報公開請求があったときは、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）に基づき、提案書等を公開することがある。
- (9) 本プロポーザルを遂行する上で知りえた情報及び内容を発注者の許可なく第

三者に漏らしてはならない。これは、本プロポーザルの終了後も同様に適用する。

6 スケジュール

参加表明書の提出期間	令和5年8月18日(金)9時から 令和5年8月25日(金)17時まで
質問の受付	令和5年8月18日(金)9時から 令和5年8月23日(水)17時まで
質問の回答	令和5年8月24日(木)
企画提案書等の提出期間	令和5年8月30日(水)9時から 令和5年9月8日(金)17時まで
第1次審査(書類審査)	令和5年9月上旬
第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和5年9月15日(金)
最優先候補者及び審査結果の公表・通知	令和5年9月下旬
契約の締結	令和5年9月下旬

※ 1次審査は、参加事業者が5者を超えた場合のみ実施する。

※ スケジュールは、市の都合により変更される場合がある。

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ①要綱第9条の公募型プロポーザル方式参加表明書(様式第1号)
- ②要綱第4条第2項に規定する書類(参加資格者名簿に登録されていない者の場合)

(2) 提出先

美濃加茂市産業振興部商工観光課(郵送の場合は、簡易書留又は書留とし、期限までに到着するよう発送すること。)

(3) 参加資格の認定及び通知

参加資格の認定は、令和5年8月28日(月)をもって行うものとし、その結果は、令和5年8月29日(火)までに通知する。なお、参加資格が認められなかった場合は、その理由を付して電子メールにて通知する。

(4) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明を要求する権利

参加資格が認められなかった者は、令和5年9月1日(金)までに、市に対して書面で理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、市は、速やかに回答を書面で発送する。

8 説明会 本業務の説明会は、実施しない。

9 質問の受付・回答

(1) 提出方法	参加事業者は、法人名（個人の場合は個人名）、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出するものとする。なお、参加事業者は、質問受付期限までに市に対して電話で受信の確認をすること（電話は 8:30 から 17:15（土日・祝を除く。））で対応する。）
(2) 提出先	美濃加茂市産業振興部商工観光課 電話：0574-25-2111（内262） 電子メール：shokan@city.minokamo.lg.jp
(3) 回答方法	質問とその回答はまとめて市ホームページにて公表する。なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出部数
1	企画提案書（任意様式）	7部
2	同種業務実績表（任意様式）	7部
3	参考見積書（任意様式）	7部
4	会社概要（任意様式又はパンフレット）	7部

①提出部数は7部とし、正本（1部）と副本（6部）とする。企画提案書の表紙にプロポーザル等提案書（様式第2号）を付け、番号1から4の順で並べ、参加事業者名が特定できる語句及びマーク等を記載してはならない。

②企画提案書（任意様式 A4サイズ、片面印刷）

以下について、明瞭に記載すること。

ア 本業務に対する実施方針及び取組体制

イ 創業セミナー関連事務作業工程

ウ 創業セミナー関連事務研修の企画・運営に関する提案

エ 創業支援制度の構築支援に関する提案

オ 創業支援全般に関するアドバイス及び関係機関との連携に関する提案

カ セミナーに対する独自提案

③参考見積書

金額は「14 業務価格の上限」に記載してある金額以内とし、積算内訳も併せて記載すること。消費税抜きで算出する。なお、宛先は美濃加茂市長とする。

④会社概要として会社パンフレットの提出も可とする。

(2) 提出期限

令和5年9月8日（金）17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又は書留とし、期限までに到着するよう発送すること。）

1.1 審査委員会

プロポーザルの審査は、美濃加茂市創業支援セミナー事業業務に係る公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

1.2 審査手順

(1) 書類審査（第1次審査）

第1次審査は、参加事業者が5事業者を超えた場合のみ実施する。

審査委員会は、企画提案書等について審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位5事業者を選考する。ただし、評価の低い参加事業者が複数あるときは、5事業者に満たない参加事業者を選考することがある。

なお、第1次審査において、各参加事業者の点数は、各審査委員が採点した合計点数（100点満点）の全審査委員の合計とする。ただし、参加事業者ごとの評価点数のうち最高点数と最低点数を除いた上で合計点を算出するものとする。なお、最高点数又は最低点数が複数存在する場合でも、削除するのは最高点数1つ、最低点数1つのみとする。

※市は、第1次審査終了後、全参加事業者に対し書面で審査結果を速やかに通知する。

※市は、第1次審査の点数を第1次審査の通過又は非通過の決定のみに利用し、第2次審査においては利用しない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案の審査については、審査委員会を開催し、審査基準の評価項目について、意見を聴取の上、優先候補者を選定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

〔審査の流れ〕

①企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加又は変更は、認めない。

②パワーポイント等のための機器を使用する場合は、事前に市に連絡し、各自準備し持参すること。

③市はスクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル及び電源コンセントを用意する。

④提案準備10分以内、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内、片付け10分以内とする。

⑤審査の順番については、企画提案書等の受付順とする。

⑥プレゼンテーションの説明者は、主たる担当者を含めて1事業者当たり3人以内とする。

(3) 最優先候補者の選定

審査委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて審査基準に従って審査を実施し、第2次審査の最低基準点に達した者の中から、合計得点の最も高い者を最優先候補者、2番目に高い者を次点者に選定する。第2次審査の最低基準点は満点の70%とする。

なお、第2次審査において、各参加事業者の点数は、各審査委員が採点した合計点数（100点満点）の全審査委員の合計とする。ただし、参加事業者ごとの評価点数のうち最高点数と最低点数を除いた上で合計点を算出するものとする。なお、最高点数又は最低点数が複数存在する場合でも、削除するのは最高点数1つ、最低点数1つのみとする。

審査の結果、最優先候補者又は次点者が複数ある場合は、13審査基準の評価項目⑥セミナーに対する独自提案の評価点数の高い順に順位をつける。その評価点数が同点の場合は③研修の企画・運営に関する提案の評価点数の高い順、その評価点数も同点の場合は、④創業支援制度の構築支援に関する提案の評価点数の高い順に順位をつける。

※市は、最終審査結果を、全参加事業者に対し書面で通知する。また、最終審査結果は、ホームページ上でも公表する。

1.3 審査基準

第1次審査及び第2次審査は同様の評価項目とし、配点は下記のとおりとする。

評価項目	審査内容	第1次審査配点	第2次審査配点
①業務遂行実績等	類似の業務の実績について、本業務との関連性がある業務実績か。	15	5
②業務遂行にあたっての実施体制	本業務を遂行するための組織体制・人員配置は適正か。配置予定者の実務経験が本業務を行うにあたり十分な経験を有しているか。	10	5
③研修の企画・運営に関する提案	受講したくなる内容や講師であり、受講者目標を達成できる研修とな	30	20

	っているか。		
④創業支援制度の構築支援に関する提案	的確にニーズを把握でき、効果的な支援制度の提案が期待できるか。	10	20
⑤創業支援全般に関するアドバイス及び関係機関との連携に関する提案	創業支援全般に関する知識やノウハウを持ち、関係機関と連携を図りながらの事業進捗が期待できるか。	10	15
⑥セミナーに対する独自提案	美濃加茂市の特性を活かし、他市町村との差別化を図れる提案であるか。	20	30
⑦コスト評価	見積価格が上限額の範囲内であり、かつ提案内容と価格を比較した場合、本事業の目的達成への寄与度が優れているか。	5	5
合計		100	100

1.4 業務価格の上限

本業務にかかる概算業務価格の上限は、合計額3,580千円（消費税抜き）とし、企画提案書と同時に提出された見積書をもとに契約を締結する。

1.5 契約の締結

審査により、候補者として決定した者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。

1.6 その他

- (1) 本業務において使用する言語は日本語、通貨単位は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。
- (2) 市は、企画提案書を含む提出された資料を返却しない。
- (3) 提出書類は、受注候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 審査結果については、審査内容に関する問い合わせ、異議申立て等には一切応じない。